平成３０年（フ）第３４２号
堺市東区日置荘田中町332番地８　コスモ初芝708号
債務者　丸小山幸治
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４９２号
大阪府柏原市国分本町２丁目２番４―202号スタイルズ国分
債務者　波多みのり
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５２３号
堺市東区丈六117番地11
債務者　大黒　功志
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第５３０号
大阪府松原市丹南５丁目45番地の16
債務者　古賀真梨菜
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４０６号
広島市西区庚午北１丁目12番23―202号
債務者　新谷　理恵（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２５号
北海道岩見沢市志文町1180番地61　パークマンションⅣ　２―Ｄ
債務者　山口　宗幸
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成３０年（フ）第５９号
北海道登別市新生町２丁目４番地10コスモハイツ202号、前住所北海道登別市千歳町６丁目１番地124
債務者　佐々木菜摘
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成３０年（フ）第５６号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海238―１、住民票上の住所東京都荒川区荒川６丁目20番14号
債務者　山影　郁子
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（フ）第１３０号
群馬県藤岡市藤岡2377番地４
債務者　山田　浩次
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第１９８５号
大阪市住吉区我孫子東２丁目４番26号　アビコサンク　407号
債務者　右田　典久
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１０６号
大阪市西淀川区佃３丁目16番４号　ラハイナ千船　307号室
債務者　平野　正昭
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５５号
大阪市淀川区田川１丁目６番12号
債務者　中内　國子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３６５号
大阪市西成区花園南１丁目10番８号　マンション萩　３階31号室
債務者　関口　泰生
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３７２号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目11番13号
債務者　安藤眞貴子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１８号
奈良市学園中３丁目1358番地の２　アゼリオ学園前Ｄ―101
債務者　向井　亜美
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１４０号
奈良市神殿町327番地の２　ジュネス神殿105号
債務者　大谷　賢悟
1　決定年月日時　平成30年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２８号
岡山県真庭市久世2800番地８、前住所岡山県真庭市美甘3976番地
債務者　清水　結莉（旧姓米山）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月８日まで
岡山地方裁判所津山支部